

資料 6 – 1

発信者情報開示の在り方に関する研究会

発信者情報開示に関する 諸外国の制度について

株式会社野村総合研究所

コンサルティング事業本部

ICTメディア・サービス産業コンサルティング部

2020年9月16日



発信者情報開示に関する諸外国の状況（概要）

	諸外国の発信者情報開示制度の概要
米国	○ 米国連邦民事訴訟手続（ディスカバリ） ・ 身元不詳の発信者(John Doe)を相手方とする匿名訴訟を提起し、審理の前に行われる証拠開示手続（discovery）において、裁判官の許可を得て、subpoena（文書提出命令）を発行し、プロバイダ等の第三者に対して発信者情報の開示を求めることができる。 ○ DMCA（デジタルミレニアム著作権法） ・ 著作権侵害の被害者は、DMCAに規定する手続において、裁判所書記官が発行するsubpoena（文書提出命令）により、コンテンツプロバイダに対して発信者情報の開示を求めることができる。
イギリス	○ Norwich Pharmacal Order（NPO）（※判例法） ・ 権利侵害を受けた者が、訴訟提起前に加害者（匿名の発信者）を特定する必要がある場合に、判例法上のNorwich Pharmacal Orderと呼ばれる処分によって第三者に対する情報開示の命令を裁判所から得ることができる。プロバイダ等が保有する情報のうち、行為者を特定する情報か、特定に役立つ情報が開示対象となる。（※民事訴訟法上、匿名訴訟や裁判外での任意開示請求は認められていない。）
フランス	○ 民事訴訟規則 ・ 権利侵害を受けた者が、訴訟提起前に加害者（匿名の発信者）を特定する必要がある場合に、民事訴訟規則145条によって、第三者に対する情報の開示・調査・保全・鑑定のうち必要な命令を裁判所から得ることができる。（※民事訴訟法上、匿名訴訟や裁判外での任意開示請求は認められていない。）
ドイツ	○ テレメディア法（2017年改正） ・ インターネット上でネットワーク執行法第1条第3項に定める違法情報（刑法上の名誉毀損等）による侵害を受けた者は、テレメディア法上の開示請求権を持つ。当該請求権の行使には裁判所の仮処分が必要とされる。（※民事訴訟法上、匿名訴訟や裁判外での任意開示請求は認められていない。） ○ 著作権法 ・ 商業規模の著作権侵害の被害者は、著作権法に基づき、実体法上の開示請求権が認められている。一般的に裁判外での請求が認められているが、開示対象が通信に関連する情報の場合、裁判所による仮処分が必要とされる。

米国の開示請求制度

		ディスカバリ（米国連邦民事訴訟規則）	DMCA（デジタルミレニアム著作権法）
匿名訴訟		○	△（訴訟外）
		ディスカバリ（米国連邦民事訴訟規則）	DMCA（デジタルミレニアム著作権法）
手続の性質		不法行為に対する民事訴訟手続内の証拠開示請求手続き（損害賠償請求における匿名訴訟が認められており、被告を特定する「ディスカバリ」はその一環）	著作権侵害に対する救済措置の一部（合衆国法典に認められる、訴訟外で匿名の権利侵害者を特定する手続き）
請求者		匿名訴訟を提起している原告	著作権侵害の被害者で、当該コンテンツの削除請求を事前または同時に行っている者
開示を求める相手方		制限なし（関連情報を有すると思われる第三者全般）	権利侵害投稿の掲載に関連するプロバイダ（コンテンツプロバイダのみ）
開示請求の手法（裁判上の手続の場合）		裁判官が請求を認容し、裁判所書記官または担当弁護士が発行した文書提出命令（サピーナ）を請求者が相手方に送達	裁判所書記官が請求を認容し、同書記官または担当弁護士が発行した文書提出命令（サピーナ）を請求者が相手方に送達
開示対象となる 情報	規定	限定なし（匿名被告の特定に資する情報全般）	限定なし（匿名被告の特定に資する情報全般）
	氏名・住所	○	○
	IPアドレス	○	△（請求は可能）
	メールアドレス	○	○
	電話番号	○	○
開示要件		裁判官の裁量による	開示請求の事前または同時に削除請求を行っていること
開示に係る期間（開示 1 回あたり）		1 ～ 3 ヶ月程度（米国内のプロバイダに限る）	1 ～ 3 ヶ月程度（米国内コンテンツ・プロバイダに限る）
開示を求める 相手方の 関与	異議申立の可否	○	△（実務上あり）
	発信者への意見照会	○ （任意）	○ （任意）

米国 【民事訴訟手続によるディスカバリ】

- 米国では、原告（誹謗中傷の被害者）が、匿名の被告（発信者）に対して損害賠償請求のための民事訴訟を提起することが可能である。訴訟手続の一環として設けられている「証拠収集の手続き＝ディスカバリ（discovery）」において、提訴後に匿名被告を特定することができる
- 原告は、裁判所等が発行する「文書提出命令（サピーナ）」に基づいて、プロバイダに対して発信者情報の開示を求めることが手続き上保障されている
- 米国のディスカバリ制度は、裁判官の裁量が広く認められており、個々の状況と担当裁判官の性質に応じて開示請求の可否や請求回数などが定められる傾向にある

【米国のディスカバリ制度（インターネット上の誹謗中傷を例として）】

- ① 米国では、インターネット上の誹謗中傷を含む「全ての民事訴訟」において、匿名の被告（発信者）に対し訴訟を提起することができる（「名無し」を意味する“John Doe” “Jane Doe”を用いて、“John/Jane Doe Law Suit”と呼ぶ。）
- ② 匿名訴訟を可能とした上で、原告は、提訴後の証拠収集の手続き（「ディスカバリ（discovery）」）において、「文書提出命令（サピーナ・Subpoena）」に基づき、プロバイダに対して発信者情報の開示を求めることができる
- ③ 裁判所が開示請求を妥当と認める場合、書記官または担当弁護士がサピーナの署名・発行を行い、これを受けたプロバイダには請求内容の回答義務が生じる

（※1）サピーナに基づく開示請求を受けたプロバイダは、発信者に対して請求を受けた旨を任意で通知できる他、自身が裁判所に対して却下申し立てを行うことによって争うことが可能

（※2）通常、プロバイダは、被告ではなく第三者として訴訟に参加する（被告は「匿名の発信者」）

米国 【民事訴訟手続によるディスカバリ】

【開示対象となる情報】

- ・開示請求する情報は、文書提出命令(サピーナ)において指定が可能であり、発信者の特定に資する限り制限は無い
- ・ただし、あまりに広範な請求を行う場合、コンテンツ・プロバイダ側で情報の集約に時間がかかることが予想されるため、特に個人の特定において有用な情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス等)に限定するが多い
- ・コンテンツ・プロバイダに対しては、予めアクセス・プロバイダ等への二度目の開示請求を想定し、IPアドレスや決済情報のみ請求する場合もある

【開示要件】

- ・訴訟の性質に照らし合わせ、被告である「匿名の発信者」の特定において妥当であるかを裁判官の裁量で決定する

【開示にかかる期間】

- ・1回につき平均1～3ヶ月程度(文書提出命令(サピーナ)の送達～回答受領まで)
- ・発信者の表現の自由やプライバシーを鑑みて文書提出命令(サピーナ)の発行可否を定める統一的な基準が無いため、裁判官によってはその妥当性を判断するまでに数週間を要する場合もある
- ・2度目以降の送達に関しては、比較的柔軟に許可が得られることも多い

【開示を求める相手方の関与(発信者への意見照会)】

- ・ディスカバリ制度では発信者への意見照会は任意だが、多くのプロバイダがユーザとの利用契約で自らに通知義務を課しており、14～21日程度の応答期限をもって通知している
 - ・情報開示に反対する発信者は、裁判所に対して匿名のまま異議申し立てを行う事ができる
- ※CyberSLAPPを懸念する一部の非営利組織や法人は、文書提出命令(サピーナ)の厳格な発行基準を定めたり、プロバイダに対し発信者への通知義務を促進するようロビイングを行っている

【その他】

- ・海外に拠点を置く事業者であっても、米国内に支社・支店がある場合はその所在地を管轄する裁判所を経由して文書提出命令(サピーナ)を送達することは可能だが、実務上有益な情報が得られる可能性は低い

米国【DMCA（デジタルミレニアム著作権法）】

- 米国では、著作権侵害の被害者が、匿名の権利侵害者に対して訴訟外でその特定を試みることが可能である。合衆国法典のデジタルミレニアム著作権法(Digital Millenium Copyright Act・DMCA)に定められる手続きであり、著作権侵害に限り認められる
- 著作権侵害の被害者は、裁判所書記官が発行する「文書提出命令(サピーナ)」に基づいて、コンテンツ・プロバイダに対して発信者情報の開示を求めることが手続き上保障されている
- DMCAに基づく開示請求制度では、裁判所書記官が権利侵害の事実について機械的に判断するため、開示請求は柔軟に行われるが、コンテンツ・プロバイダー社にしか請求できないため、実際に発信者の特定まで至らないことも多い

【米国のDMCAに基づく開示請求制度(インターネット上の著作権侵害を例として)】

- ① 米国では、インターネット上で発生した著作権侵害において、匿名の権利侵害者(発信者)の特定を目的とした開示請求を行う事ができる
- ② 権利侵害の被害者は、開示請求の事前または同時に当該コンテンツの削除請求を掲載に関わるコンテンツ・プロバイダに対し通達する。被害者は、コンテンツ・プロバイダによる削除対応の有無に関わらず、「文書提出命令(サピーナ・Subpoena)」に基づき、当該コンテンツ・プロバイダに対して発信者情報の開示を求めることができる
- ③ 裁判所書記官が権利侵害及び削除請求の有無を機械的に判断し、開示請求を認めた場合、書記官または担当弁護士がサピーナの署名・発行を行い、これを受けたコンテンツ・プロバイダには請求内容の回答義務が生じる

(※1) サピーナに基づき開示請求を受けたコンテンツ・プロバイダは、原則「速やかに」請求された情報を提供しなければならない。

ただし、実務上はディスカバリ制度を通じた文書提出命令(サピーナ)と同様に、異議申立が行われる場合もある。

また、発信者に対して請求を受けた旨を任意で通知することもできる。

(※2) 通常、一度の開示請求で発信者の特定に至ることは稀であるが、実際に訴訟を起こす前段階の試みとして利用されることが多い

【米国 【DMCA（デジタルミレニアム著作権法）】】

【開示対象となる情報】

- ・開示請求する情報は、文書提出命令（サピーナ）において指定が可能であり、発信者の特定に資する限り制限は無い
- ・ただし、あまりに広範な請求を行う場合、コンテンツ・プロバイダ側で情報の集約に時間がかかることが予想されるため、特に個人の特定において有用な情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）に限定する場合が多い
- ・また、DMCAに基づく開示請求ではコンテンツ・プロバイダー社にのみ開示請求を行うことができるため、IPアドレスや決済情報等、二度目の開示請求を前提とする情報の請求を行うことは稀（後に訴訟を予定している場合は有り）

【開示要件】

- ・コンテンツ・プロバイダに対し、事前または同時に著作権侵害に係るコンテンツの取り下げ・削除を請求していること
 - ・問題となる投稿が、明確に著作権を侵害していることの証明
- 著作権は、侵害発生時には登録されていなくてもよいが、開示請求時には登録されている必要がある

【開示にかかる期間】

- ・平均1～3ヶ月程度（文書提出命令（サピーナ）の送達～回答受領まで）
- ・裁判所書記官により要件が機械的に判断されるため、文書提出命令（サピーナ）の発行は比較的早いですが、送達以降は実務上コンテンツ・プロバイダと開示範囲・期間の交渉を行う事が想定されるため、結果的に情報提供まで数ヶ月かかる
- ・開示請求を求める情報が1～2つに絞られている場合や、対象となるコンテンツ・プロバイダが開示手続きに長けている場合、数週間で回答が得られる場合もある

【開示を求める相手方の関与（発信者への意見照会）】

- ・DMCAに基づく開示請求手続きでは、原則速やかな情報開示が求められており、発信者への意見照会も任意である
 - ・ただし、多くのプロバイダがユーザとの利用契約で自らに通知義務を課しており、14～21日程度の応答期限をもって通知している
- ※ただし、プロバイダ・発信者いずれも正式な異議申立を行う場合、開示請求に対する訴訟を提起する必要がある

【その他】

- ・海外に拠点を置く事業者であっても、米国内に支社・支店がある場合はその所在地を管轄する裁判所を経由して文書提出命令（サピーナ）を送達することは可能だが、実務上有益な情報が得られる可能性は低い

イギリスの開示請求制度

		民事訴訟規則
匿名訴訟		×（損害賠償を求める場合）
		Norwich Pharmacal Order（判例法）
手続の性質		権利侵害全般について訴訟前に第三者に対して行う情報開示の処分手続
請求者		権利侵害を受けて訴訟等の法的措置を予定する者で、そのためにNPOを必要とする事情がある者
開示を求める相手方		制限なし （発信者に関する情報を有すると思われる第三者全般）
開示請求の手法（裁判上の手続の場合）		裁判官が請求を認め、被害者が起草した案文を承認し、開示命令として送達する。
開示対象となる 情報	規定	限定なし（発信者の特定に資する情報全般）
	氏名・住所	○
	IPアドレス	○
	メールアドレス	○
	電話番号	○
開示要件		裁判官の裁量による
開示に係る期間（開示 1 回あたり）		2～数ヶ月（初回）、約1ヶ月（2回目以降）
開示を求める 相手方の 関与	異議申立の可否	○
	発信者への意見照会	×

イギリス 【Norwich Pharmacal Order（判例法）】

- 権利侵害の被害者が、差止（コンテンツの削除）に加えて損害賠償などの救済を求める場合、本案訴訟の提起に先立って匿名の発信者を特定するため、裁判所に情報開示命令を請求することができる。
- この司法手続は判例法に基づくものでNorwich Pharmacal Order（NPO）と呼ばれ、具体的事案に即した広い裁量が裁判官に認められているため、明確な要件はない。処分（injunction）であり、権利侵害などの事実を裁判所に示す必要はあるものの、証明レベルは低いとされる。
- 発信者の特定に役立つ情報である限り、請求の相手方となる第三者、請求対象となる情報の制限は事実上ない。通常、複数回の開示請求を経て特定に至る。

【イギリスNorwich Pharmacal Orderに基づく開示請求制度（インターネット上の誹謗中傷を例として）】

- ① イギリスでは、インターネット上の誹謗中傷を含む権利侵害全般について、発信者を含む被告となる者を訴訟に先立って特定するための情報開示請求手続が判例法によって整備されている（Norwich Pharmacal Order）。
- ② 請求者の相手方は、発信者を特定する・特定に資する情報を保有する限り制限はない。請求できる情報も、発信者を特定する・特定に資する限り制限はない。
- ③ 裁判所には広い裁量が認められており、開示請求を妥当と認める場合に開示を命じる。開示命令の送達を受けた相手方は、開示に応じない場合は法廷侮辱罪に問われる。
- ④ 開示請求は、相手方を特定できるまで繰り返し行う。有料サービスの利用者であれば、請求情報の開示を求める傾向にある。請求情報が無い場合には、IPアドレスから接続ISPを割り出す実務である。

イギリス 【Norwich Pharmacal Order（判例法）】

【開示対象となる情報】

- ・開示請求する情報は、発信者の特定に資する限り制限は無い。
- ・請求する情報の種類を特定する義務はないが、実務上、個別サービスの実情を調べ、また予めプロバイダ等の事業者保有する情報を尋ねることで（制度外の任意回答）、具体的に列記する傾向にある。
- ・無料サービスの場合、①IPアドレス、②ISPの請求情報（携帯番号・銀行口座等）、③携帯や銀行の個人情報の順に特定。
- ・有料サービスの場合、①請求情報（携帯番号・銀行口座・メールアドレス等）、②携帯や銀行の個人情報の順に特定。

【開示要件】

- ・権利侵害を受けたことの証拠（SNSの画像、著作権者であることを示す情報など、緩やかな基準（good arguable case））
- ・訴訟や法的措置を予定しているおり、NPOなくして相手方を特定できない事情があること。
- ・相手方が情報を保有する・保有すると思われること（任意回答の結果により充足など）。
- ・なお、権利調整や権利濫用の全ては裁判所の職権において個別判断される。

【開示にかかる期間】

- ・初回は事前準備に1ヶ月、請求から受領まで2～数ヶ月かかり、2回目以降は1ヶ月程度（追加手続）。
- ・複数の相手に同時に開示請求することが可能。
- ・NPOが定める開示期限は、通常は送達から14日である。実務上は、裁判所の代替命令を得て、送達とは別にメール等で相手方に通知して時間短縮することが可能。

【開示を求める相手方の関与（発信者への意見照会）】

- ・相手方は手続に中立の傾向。異議を唱える場合には、裁判所は対面での聴聞を実施した上でNPOの可否を判断する。
- ・例外的に、裁判所が必要性を認めれば、相手方に通知せず、異議を述べる機会を与えずにNPOの可否を判断できる。
- ・上記いずれの場合であっても、相手方は、命令が出た後に訴訟によって取消を求めることも可能である。
- ・発信者は手続の当事者ではないため、制度上に関与の機会はない。

【その他】

- ・海外（従来はEU域外）事業者に対してNPOの管轄が及ぶのか判例は統一されていない。
- ・海外事業者に対してNPOが認められた場合、手続自体に差異はないが半年程度余分に時間を要するとされる。

フランスの開示請求制度

		民事訴訟法典
匿名訴訟		×
		民事訴訟法典145条
手続の性質		権利侵害全般について訴訟前に第三者に対して情報の開示・調査・証拠の保全を行う処分
請求者		権利侵害を受けた者であって、手続を求めることに法的利益がある者
開示を求める相手方		制限なし (関連情報を有すると思われる第三者全般)
開示請求の手法（裁判上の手続の場合）		裁判官が請求を認め、被害者が起草した案文を承認し、命令として送達し、執行する。
開示対象となる 情報	規定	限定なし（発信者の特定に資する情報全般）
	氏名・住所	○
	IPアドレス	○
	メールアドレス	○
	電話番号	○
開示要件		裁判官の裁量による
開示に係る期間（開示 1 回あたり）		2ヶ月程度
開示を求める 相手方の 関与	異議申立の可否	○
	発信者への意見照会	×

フランス 【民事訴訟法典145条】

- ネット上の誹謗中傷および著作権侵害のどちらも、司法救済を得られる手続は複数あるが、民事訴訟法典145条に基づく命令によって発信者情報を取得する実務が多くみられる。
- 権利侵害の被害者が、差止(コンテンツの削除)に加えて損害賠償などの救済を求める場合、本案訴訟の提起に先立って匿名の発信者を特定するため、裁判所に開示や調査の命令を請求することができる。
- この司法手続は訴訟に先行する処分(injunction)であり、権利侵害を受けた本人である事実を示す必要はあるものの、権利侵害そのものの証明は求められない。
- 発信者の特定に役立つ限り、請求の相手方と請求対象となる情報に制限はない。

【フランス民事訴訟法典145条に基づく開示請求制度(インターネット上の誹謗中傷を例として)】

- ① フランスでは、インターネット上の誹謗中傷を含む権利侵害全般について、デジタルエコノミー法6条によって発信者を特定することなく書き込みの削除等を請求できる。加えて損害賠償などの救済を得るためには、本人の特定が必要なため、訴訟に必要な情報や証拠を訴訟に先立って確保する手続である民事訴訟法145条に基づき請求する。
- ② 請求者の相手方は、発信者の特定に資する情報を保有する限り制限はない。請求できる情報も、発信者の特定に資する限り制限はなく、請求する情報の種類を特定する義務もない。
- ③ 裁判所には広い裁量が認められており、請求を妥当と認める場合に情報の開示、情報の調査、証拠の保全、証拠の差押のうち必要な措置を命じる。延滞事業者が命令を送達し、相手方が非協力的である場合などには必要に応じて警察官が同行することで強力な執行力が担保されている。
- ④ 開示請求は、相手方を特定できるまで繰り返し行う。有料サービスの利用者であれば、請求情報の開示を求める傾向にある。請求情報が無い場合には、IPアドレスから接続ISPを割り出す実務である。

フランス 【民事訴訟法典145条】

【開示対象となる情報】

- ・侵害に関連し、紛争解決に必要な限り、つまり発信者の特定に必要な限り、いかなる情報も請求が可能。
- ・請求する情報の種類を特定する義務はないが、実務上、個別サービスの実情にあわせた具体例を添える傾向にある。
- ・無料サービスの場合、①IPアドレス、②ISPの請求情報(携帯番号・銀行口座等)、③携帯や銀行の個人情報の順に特定。
- ・有料サービスの場合、①請求情報(携帯番号・銀行口座・メールアドレス等)、②携帯や銀行の個人情報の順に特定。

【開示要件】

- ・本人であること(著作権者である事実を含む)を示す。
- ・権利侵害の事実については、記述すれば足り証拠は必要ない。
- ・訴訟係属前に手続を必要とする正当な理由(被告を特定する必要性)があることの説明。
- ・プライバシーや営業秘密は比例原則で権利調整される一方、個人データ保護は司法制度による内在的制約と捉えられている。権利濫用は裁判所の職権において個別判断される。

【開示にかかる期間】

- ・事前準備から請求までに1～数ヶ月、請求から命令の取得までに1ヶ月、全体で準備から情報の取得まで3～8ヶ月。
- ・複数の相手に同時に請求することが可能。
- ・実務上は、正式な送達とは別にメール等で相手方に通知して、相手方の任意の協力を得て時間短縮する工夫がみられた。

【開示を求める相手方の関与(発信者への意見照会)】

- ・相手方には略式裁判と同様の召喚状が送付され、書面ないし聴聞で異議を述べる機会が与えられる。
- ・例外的に、緊急性など裁判所が必要性を認めれば、相手方に異議を述べる機会を与えずに命令を出すこともできる。
- ・上記いずれの場合であっても、相手方は、命令が出た後に訴訟によって取消を求めることも可能である。
- ・発信者は手続の当事者ではないため、制度上に関与の機会はない。

【その他】

- ・海外事業者に対して実体法上の請求権が及ぶ以上、民訴145条の命令についても管轄が生じると理解されている。
- ・EU域内は執行協力があるため差異はないが、EU域外の場合は翻訳や送達に2ヶ月ほど余分に時間を要するとされる。



		テレメディア法（TMG）	著作権法（UrhG）
匿名訴訟		×	×
		テレメディア法14条	著作権法101条
手続の性質		テレメディア法という実体法上の請求権	著作権法という実体法上の請求権
請求者		ネットワーク執行法に規定される刑事犯罪（名誉棄損等）の被害者	自らの著作権を商業的な規模で侵害された者
開示を求める相手方		テレメディアと区分されるサービス・プロバイダ（SNSサイト、掲示板等）	侵害者 侵害品を所有の元に置いた者 侵害品の製作、製造又は販売に関与した者
開示請求の手法（裁判上の手続の場合）		テレメディア法という実体法上の請求権 （ただし請求には裁判所の従前の命令必須）	著作権法という実体法上の請求権 （ただしトラフィックデータの請求には裁判所の従前の命令必須）
開示対象となる 情報	規定	○（アカウントに紐づいたデータ（属性データ）に限られる）	○（開示対象は著作権侵害の出所及び販売経路に関する情報に限定）
	氏名・住所	○（アカウントに登録されている場合）	○
	IPアドレス	○（アカウントに紐づけられている場合）	○
	メールアドレス	○（アカウントに登録されている場合）	○
	電話番号	○（アカウントに登録されている場合）	○
開示要件		ネットワーク執行法（NetzDG）に規定される刑事犯罪（名誉棄損等）の被害者であること	自らの著作権を商業的な規模で侵害されたこと
開示に係る期間（開示 1 回あたり）		2～6週間程度	裁判所で従前の命令を得る場合で2～6週間程度
開示を求める 相手方の 関与	異議申立の可否	○	○
	発信者への意見照会	○ （任意）	規定なし

ドイツ 【テレメディア法による開示請求】

- ドイツでは、原告(名誉棄損等のネットワーク執行法に規定される刑事犯の被害者)が、実体法上の請求権として、SNS等のテレメディア事業者に対して開示請求を行うことが可能である。
- 上記開示請求権は実体法上の請求権であるが、実際にはテレメディア事業者に対して直接請求することはできず、裁判所による従前の命令(vorherige gerichtliche Anordnung)が必須とされている。これは発信者の表現の自由との関係を考慮したものであるとされる。
- 上記の請求においては、民事上ではなく、より立証水準の厳しい刑事上の名誉棄損等の犯罪に該当することが立証される必要があり、また、開示対象となる情報もテレメディアの運営者がアカウントと紐づけて管理しているものに限られるため、本人特定に至らない場合もある。

【ドイツのテレメディア法による開示請求】

- ① ドイツでは、2017年にネットワーク執行法を導入し、誹謗中傷などの被害者から苦情を受けた場合、一定期間での対応を行う義務をSNS事業者等に課した。この一環として、テレメディア法を改正する形で上記の開示請求権が規定された。
- ② 開示請求権の行使は、ネットワーク執行法に規定のある名誉棄損等の刑事犯の被害者について、テレメディアがアカウントに紐づけて保有する情報に限られる、必ず裁判所の従前の命令が必要とされるなどの限定的な規定となっている。
- ③ 裁判所に対して情報開示の仮処分を求める請求があった場合、請求を受けたテレメディアは発信者に対して当該審理手続きが開始されたことを通知することができるとされており、発信者の関与は任意かつテレメディアに通知の可否の判断がゆだねられている。

(※1)被害者は刑法上の被害を受ける必要があるが、仮処分手続きは民事法上の手続きに従って行われ、審理も裁判所の民事部で行われる。

ドイツ【著作権法】

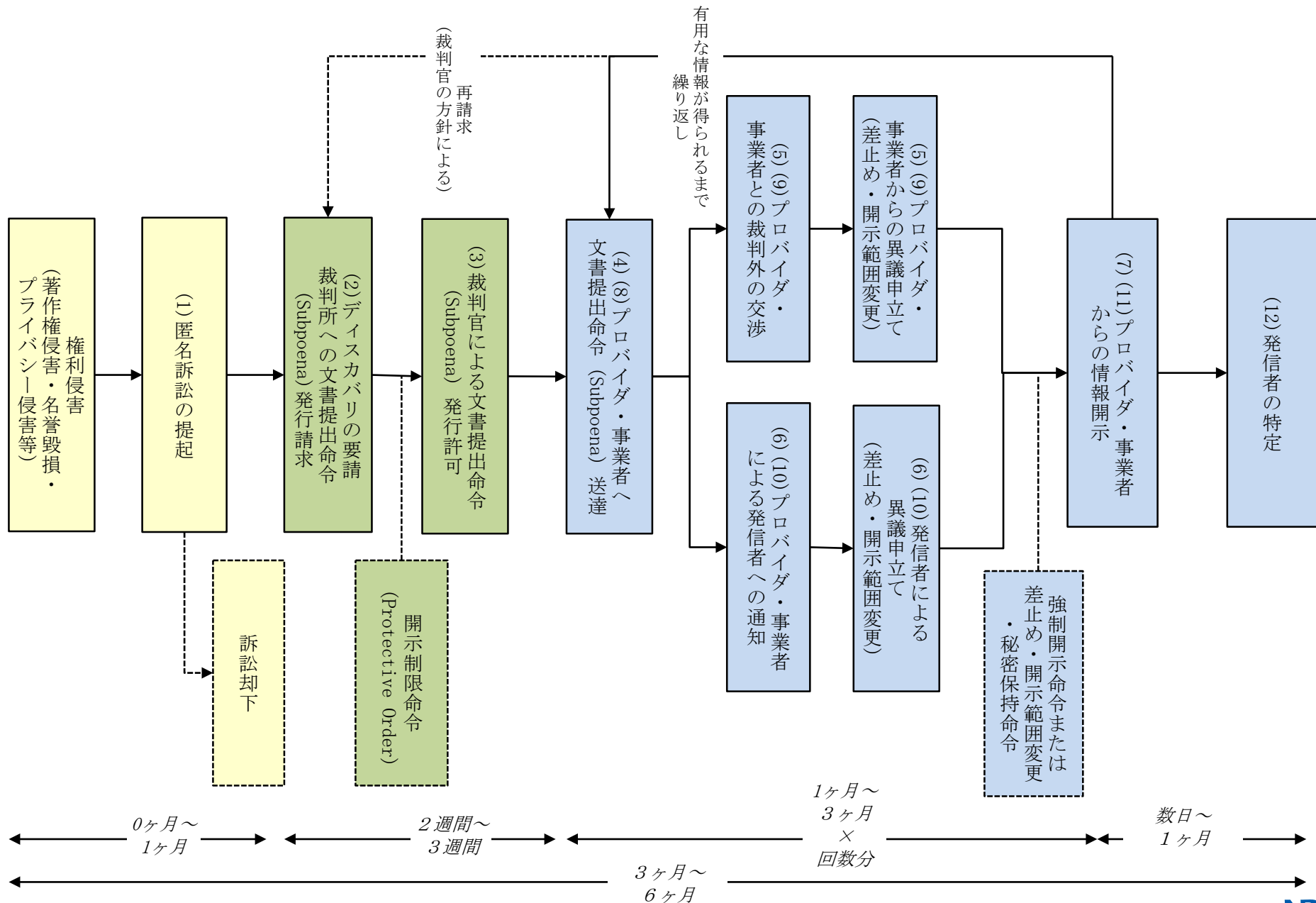
- ドイツでは、著作権を商業的規模で侵害された被害者が、侵害者の他、侵害品の製作、製造又は販売に
関与した者に対してもその出所や販売経路の開示を求める権利が認められている。
- これは実体法上の請求権であり、訴訟を提起する必要なく、直接相手方に対して行使できる。しかし、開示
請求の対象が通信に関連する(IPアドレス等)の場合には、通信の秘密との関係から、裁判所による従前
の命令が必須とされている。
- 著作権侵害は名誉棄損に比べると侵害の有無が明らかであるため、自主的に開示請求に応じる割合が
比較的高い。

【ドイツの著作権法に基づく開示請求制度(インターネット上の著作権侵害を例として)】

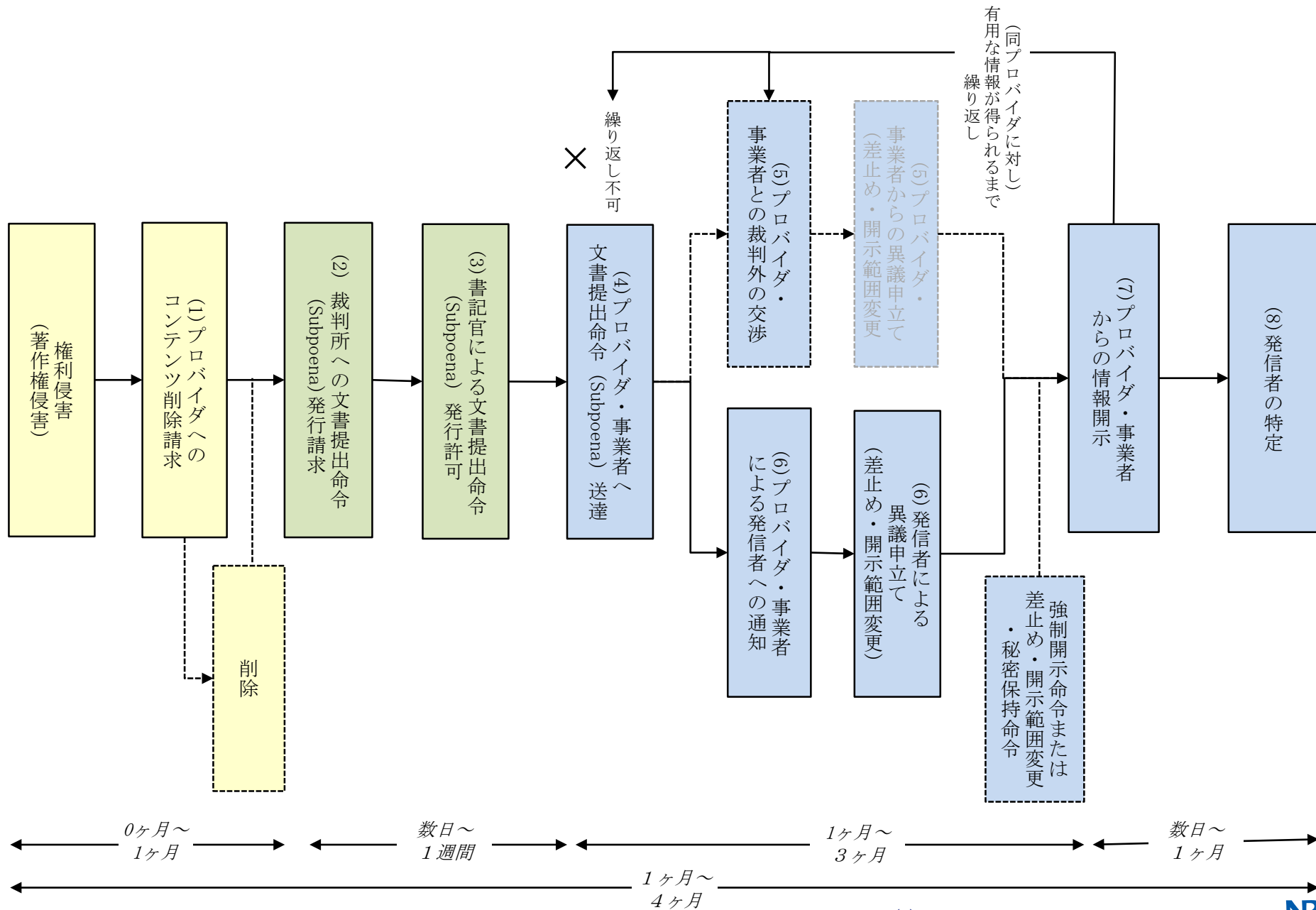
- ① ドイツでは、商業規模の著作権侵害において、匿名の権利侵害者(発信者)の特定を目的とした開示請求を行う事ができる。これは、法律上は侵害品の出所や販売経路の特定という形で規定されている。
- ② 権利侵害の被害者は通常、相手方に削除請求とともに発信者の情報開示を請求することが一般的であるが、これは開示請求の要件ではなく、開示請求は商業規模での侵害の事実のみから請求できる(トラヒックデータを除く)。
- ③ 著作権侵害の有無は明らかである場合が多く、事業者の自主的な開示対応も期待できる。また、トラヒックデータの開示のため裁判所による従前の命令を受ける場合であっても、侵害の事実は裁判所に認定されやすい。

(※1)ドイツでは、著作権の他、特許などの他の知的財産権に関する法律においても、同様の開示請求権が規定されている。

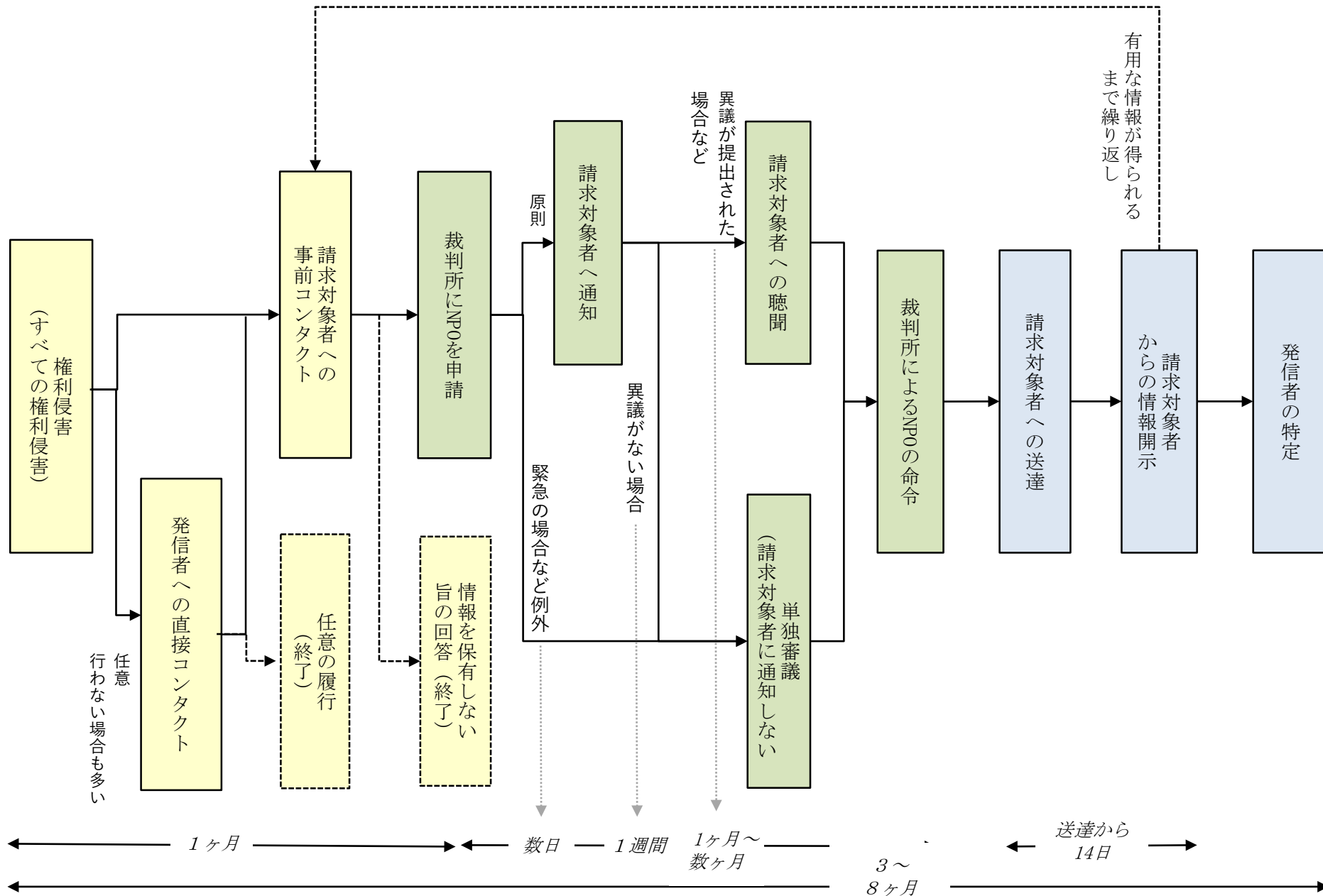
(参考) 米国 【民事訴訟手続によるディスカバリのフロー】



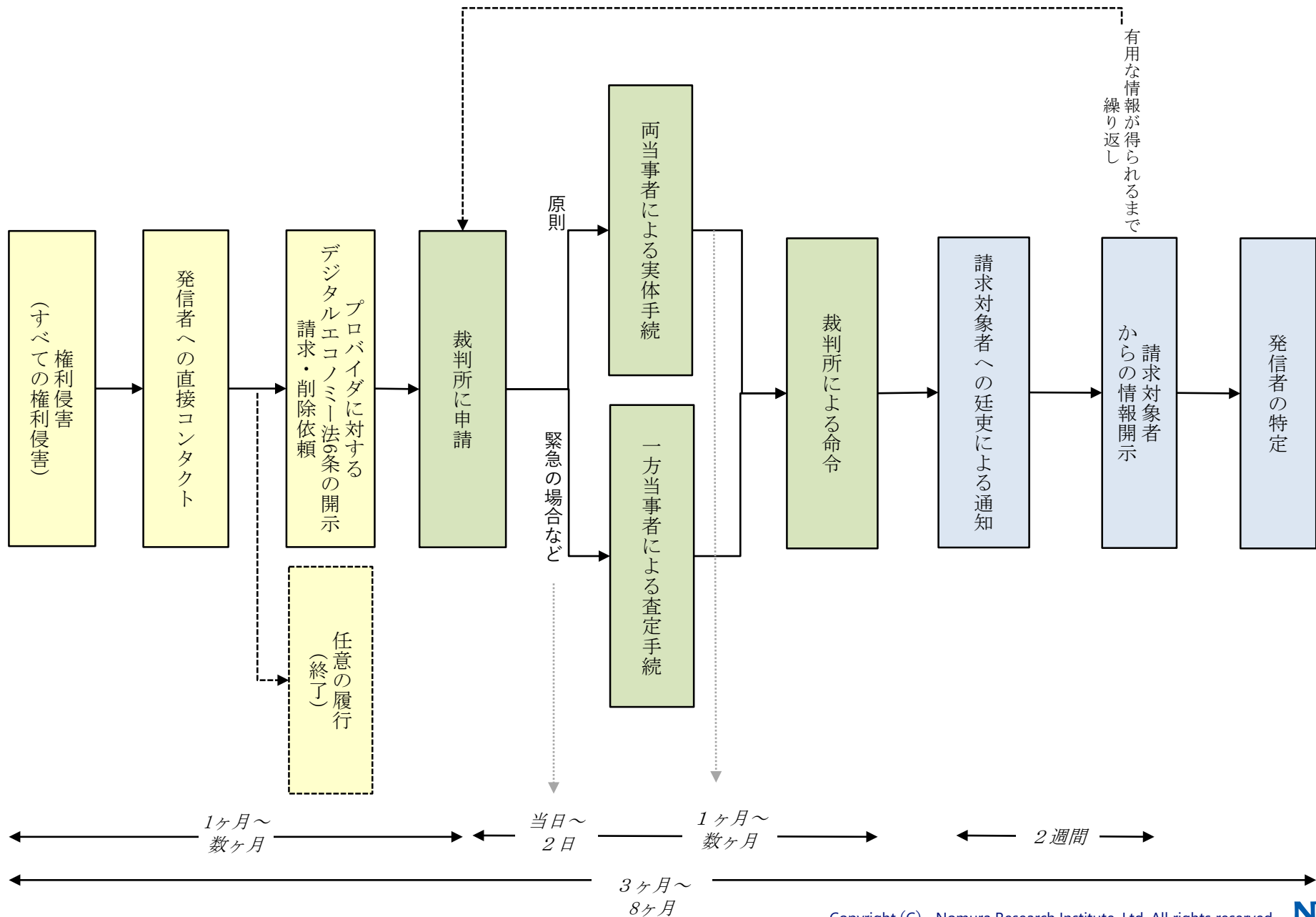
(参考) 米国 【DMCA (デジタルミレニアム著作権法) のフロー】



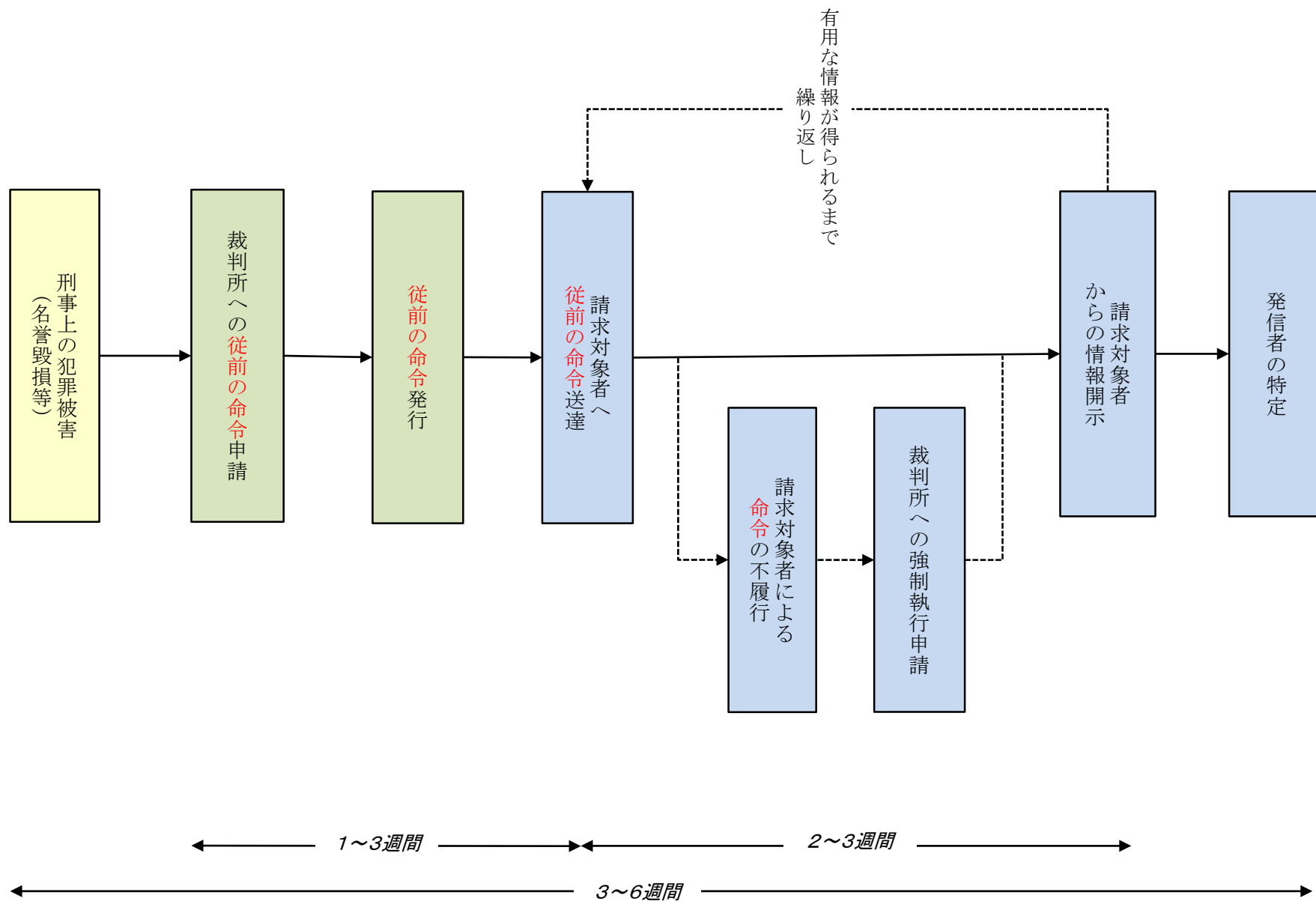
(参考) イギリス 【Norwich Pharmacal Orderのフロー】



(参考) フランス 【民事訴訟法典145条のフロー】



(参考) ドイツ 【テレメディア法のフロー】



(参考) ドイツ【著作権法のフロー】

